



今回は小規模事業主の申請手続が簡素化された「雇用調整助成金」の手続きや、秩父市に設置される「持続化給付金の申請サポート会場」の情報などをまとめました。

## ① 雇用調整助成金（小規模事業主の申請手続の簡略化）

- 従業員が概ね 20 人以下の会社や個人事業主の方の申請が簡略化されました。
- 雇用保険に加盟しており新型コロナウイルス感染症の影響により売上が前年同月比で 5%以上減少している方で、休業等を行った事業主が対象となります。
- 雇用保険被保険者、被保険者でないパート・アルバイトも対象です。

※以下は小規模事業主に該当する方の申請内容です。小規模事業主以外の方とは異なる場合があります。

### 対象となる方

次の条件を満たす事業主が対象です（新型コロナウイルス感染症に伴う特例）

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している。
- ② 最近 1 ヶ月の売上高または生産量などが前年同月比 5%以上減少している。
- ③ 労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている。  
労働者の代表者との確約書等により代替が可能です。
- ④ 学生アルバイトなど、雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当も対象となります。

### 助成率

要件により、2/3～10/10 の範囲で決定されます。

以下の要件をすべて満たす場合、助成率は 10/10 に拡充しています。

- ・令和 2 年 1 月 24 日～判定期間の末日まで解雇を行わず雇用を維持している。
- ・県知事から施設の使用停止や営業時間短縮の要請に協力し休業等を行った。
- ・100%の休業手当を支払っている、又は 8,330 円以上の休業手当を支払っている。

## 助成額

助成額 = 「実際に支払った休業手当額」 × 「助成率」

※現在、1日あたり上限は8,330円とされていますが、今後15,000円程度に引き上げされる見込みです。

## 申請方法

事業所の所在地を管轄する都道府県労働局またはハローワークに申請します。  
郵送での提出もできます。

原則として休業の実施前に「計画届」を提出し、休業の実施後に「支給申請」を行います。特例として「計画届」を休業の実施後に提出することも可能です。

## 申請期限

原則は、通常は支給対象期間の末日の翌日から2か月以内ですが、特例として、令和2年1月24日から5月31日までの休業の申請期限は令和2年8月31日とされています。

## よくあるお問い合わせ

Q 雇用調整助成金は労働者個人に支給されるものですか。

A 雇用調整助成金は、休業等を行う事業主に対して支払われるものであり、労働者個人には支給されません。

Q 雇用調整助成金の「休業」について教えてください。

A 雇用調整助成金の助成対象となる「休業」とは、所定労働日に従業員である労働者を休ませるものをいいます。単に事業所が営業を休むことをいうものではありません。

Q いつから支給申請ができますか。

A 今回の特例措置は、助成率などは4月1日から特例措置の拡大が適用されることとなりますが、計画届は6月30日まで事後提出可能です。

Q 事業主が雇用保険に加入していませんが、労災保険に加入していれば助成対象になりますか。

A 労災保険適用事業所、暫定任意適用事業所であれば、緊急対応期間(4/1～6/30)中は、雇用保険被保険者とならない労働者の休業についても助成対象となります。ただし、雇用保険被保険者となる労働者を雇用しているにも関わらず

未適用だった場合には、適用の手続きをしていただく必要があります。  
(適用の手続きについては、最寄りのハローワークにお尋ねください。)

## その他

※支給限度日数に関わらず活用できます 「緊急対応期間」に実施した休業は、  
1年間に100日の支給限度日数とは別枠で利用できます。

※雇用保険被保険者でない労働者も休業の対象とします 事業主と雇用関係にある  
週20時間未満の労働者（パート、アルバイト（学生も含む）等）などが対象  
となります。

## 問い合わせ

公共職業安定所ハローワーク秩父

TEL：0494-22-3215

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター

TEL：0120-60-3999 受付時間 9:00～21:00（土日・祝日含む）

## ② 持続化給付金の申請サポート会場が開設されます

- 電子申請を行うことが困難な方のために、申請サポート会場が開設されます。
- 5月29日から開設されます。
- 完全事前予約制ですので、必ず事前予約を行ってください。

### 申請サポート会場

秩父会場 秩父市文化体育センター1F 特設会場（秩父市大野原 1470）

開設日 5月29日

会場コード 1110

### 事前予約の方法

5月25日（月）から予約が開始されます。

### ① Web 予約

「持続化給付金」の事務局ホームページから予約

トップページの「申請サポート会場」から予約ページに移動、予約する会場を選択し、必要事項を記入の上、「来訪予約」をクリック

「持続化給付金」の事務局ホームページ

URL：<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

## ② 電話予約（自動）

自動ガイダンスで、予約方法を案内します。

- ・予約する際に会場コードが必要です。  
秩父会場 【会場コード 1110】  
「申請サポート会場 受付専用ダイヤル」  
TEL:0120-835-130  
受付時間：24 時間予約可能

## ③ 電話予約（オペレーター対応）

オペレーター対応にて、申請サポート会場の予約を受け付けます。

「申請サポート会場 電話予約窓口（オペレーター対応）」  
TEL:0570-077-866  
受付時間：平日、土日祝日ともに、9 時～18 時

## ③ 水道料金、下水道使用料の猶予・分割納付

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が大幅に減少した等の事情により、一時的に水道料金、下水道使用料のお支払いが困難な場合は、お支払いの猶予や分割納付の相談に応じています。
- 猶予等の内容は事業者との相談により決定します。

問い合わせ

ちちぶ広域水道お客様センター TEL：25-5221

## ■商工会の取り組み

- 皆野町商工会では、新型コロナウイルス感染症の影響による事業者からの相談を受け付けています。  
電話 62-1311

発行：皆野町役場 産業観光課 商工観光担当 電話：62-1462

FAX・Eメールによる一斉配信を行っています。  
配信を希望する方はご連絡ください。